

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 4 6 号
件 名	憲法改正に関する慎重審議を求める意見書の提出について
要 旨	<p>憲法は国の基本原則を定める重要なものであり、国民生活に大きな影響を与えるものであると考えます。</p> <p>近年、日本では武器輸出や防衛産業の拡大、さらには憲法改正に関する議論が進められています。安全保障については様々な立場や考え方が存在することは理解しておりますが、憲法改正は現在の世代のみならず、将来世代にも長期的な影響を及ぼす可能性がある点で、特に慎重な検討が求められる問題であると考えます。</p> <p>私は、戦争によって子供や一般市民が犠牲になるニュースに触れるたび、強い苦しさを感じています。武器の生産や輸出が経済や産業構造の中に深く組み込まれた場合、それは一時的な政策にとどまらず、社会の在り方そのものに影響を及ぼすおそれがあります。また、そのような変化は、一度進められると後から修正することが困難になる可能性があることも懸念しています。</p> <p>人は判断を誤ることがあります。だからこそ民主主義においては、後から議論し、修正できる余地を残しておくことが重要ではないかと考えます。もちろん、未来の世代がどのような社会を望むのかを、私たちが完全に知ることはできません。私自身の考えも間違っているかもしれません。</p> <p>それでも私は、少なくとも「後戻りできる社会」を残していくことが大切なのではないかと考えています。</p> <p>以上の理由から、憲法改正に関しては、将来世代への影響も十分に考慮した上で、十分な情報公開と国民的議論を行い、慎重に審議されるよう、国及び政府に対し、憲法改正について十分な説明と慎重な審議を求める意見書を提出することを求めます。</p>
付 託 年月日 委員会	令和 8 年 6 月 15 日 総務常任委員会
受 理	令和 8 年 5 月 29 日 第 104 号